

◇ 令和6年訴訟の概要

Q : 令和6年の訴訟の概要が公表されたそうですが、どんな内容でしたか？

A : 次のような内容でした。

【解説】

さきごろ、国税庁から「令和6年度における訴訟の概要」が公表されました。

概要は、次のとおりです。

① 訴訟の発生状況

訴訟の発生件数は196件で、前年度の189件と比べ3.7%の増加となっています。

内訳は、所得税が67件で一番多く、次いで、法人税の37件、相続税贈与税の29件、消費税の25件、徴収関係の22件、審判所関係の8件、その他8件となっています。

消費税、相続税贈与税、徴収関係の発生件数が3割ほど増えているのに対し、法人税の発生件数が大きく減って(▲26%)います。

② 訴訟の終結状況

訴訟の終結件数は、168件となっています。

このうち、国側が敗訴したものは8件(一部敗訴3件、全部敗訴5件)で、その割合は4.8%となっています。

終結状況の内訳は、棄却が最も多く148件、次いで取下げ等が7件、却下が5件、国の敗訴が8件です。取下げ等は、令和6年度に取下げ、移送及び調停不調の件数です。

国側の敗訴割合は、ここ10年で3番目に低い水準となっています。

